

障害のある人に対する差別に関するご相談窓口

ながさきけんふくし ほけんぶしょうがいふくしき こういきせんもんそだんいん そだん
長崎県福祉保健部障害福祉課の広域専門相談員へご相談ください。

電話

095-895-2450

月曜～金曜の午前9時から午後5時(祝日と年末年始は休み)



FAX

095-823-5082

Mail

右のQRコードをバーコードリーダーで読み込むと相談内容

HP

入力フォームが開きます。下の条例ホームページからもアクセスできます

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/kennojorei-kohou/heiwajyourei/>

住所

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

※県内各地に配置されている「地域相談員」については、お問い合わせ
いただか「平和な長崎県づくり条例」で検索してください。

平和な長崎県づくり条例 検索

質問 その2

誰でも相談できますか？

障害のある人をはじめ、家族、支援担当者、学校・職場の人、友人などどなたでも相談することができます。

差別と考えられる事案のほか、自らの行為が差別に当たるのかなど、この条例に基づく
地域相談員や広域専門相談員が相談に応じます。ひとりで悩まず、安心してご相談ください。

障害を理由に差別をした場合には罰則がありますか？

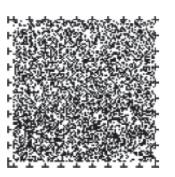
この条例には、差別行為に対する罰則はありません。なぜなら、差別に関するトラブルが
発生した場合は、障害のある人とないとの間で話し合いにより円満な解決を図ってもらう
ことを基本にしているからです。それをサポートするために相談体制が整備されています。
また、当事者間での解決が困難な場合は「障害のある人の相談に関する調整委員会」が、
公正中立な立場から当事者に対して助言やあっせんを行うこととしています。

令和6年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消法)の一部を改正する法律が施行され、事業者も
合理的配慮の提供が義務化されました。

条例と同じように、障害を理由とした差別が禁止されています。

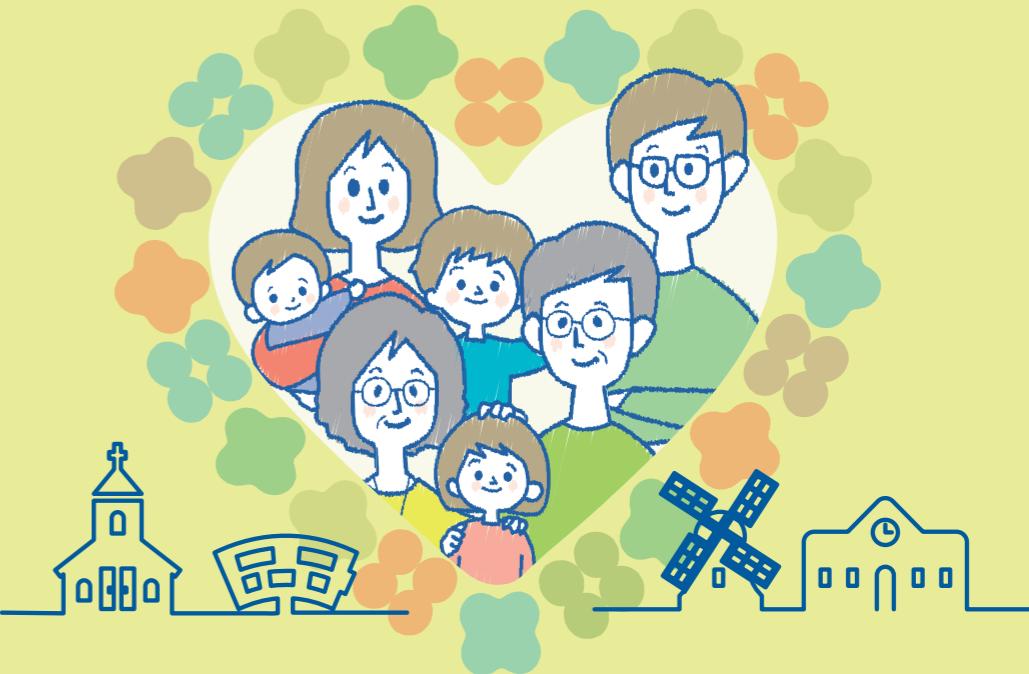
役所など行政機関	会社・お店など民間事業者
不当な差別的取扱い	してはいけない 禁止
合理的配慮	しなければならない 法的義務



Uni-Voice



障害のある人もない人も共に生きる 平和な長崎県づくり条例



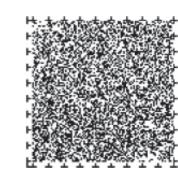
この条例は、障害や障害のある人に対する県民の理解を深め
障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、
あらゆる社会活動に参加することができる
共生社会の実現を目指して制定されました。
障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、
共に生きる平和な長崎県づくりを進めていきましょう。

「障害のある人」とは？

この条例では身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因
とする障害など心身の機能の障害があり、これらの障害と社会的障壁
によって、継続的又は断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を
受ける状態にある人を「障害のある人」と規定しています。



本リーフレットには、音声コードとコードの位置認識のため、切り込みを入れています。
スマホ用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞くことができます。



Uni-Voice

障害のある人に対する「差別」を禁止しています！

この条例では、何人も障害のある人に対して差別をしてはならないと規定しており、
公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人に對して「障害のある人に対
する差別の禁止」を求めています。また、条例では日常生活や社会生活での10の個別分野
における差別行為の禁止を特に定めています。



障害のある人に対する差別とは…

「不均等待遇」を
行うこと

特別な事情がないのに障害や障害に関連することを理由と
して、区別、排除、制限をしたり、条件を課すなど、障害のない人
と異なる取扱いをすることが差別に当たります。

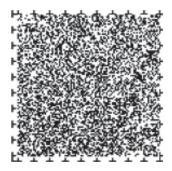
「合理的配慮」を
怠ること

障害のある人が障害のない人と同等に権利を行使したり、
障害のない人と同等の機会や待遇を受けるために必要な現状
の変更や調整（過度な負担が生じない範囲のもの）を行うこと
を「合理的配慮」といい、障害のある人の求めがあった場合に、
特別な事情がないのにこれを怠ると差別に当たります。

質問 その1

障害を理由として不均等待遇をしたり合理的配慮を
しないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

一見、差別にあたると思われる行為であったとしても、「客観的に正当
かつやむをえない」と認められる特別な事情がある場合は差別には当た
りません。また、「合理的配慮」については、障害のある人等から求めがあ
っても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担となり応じ
ることができない場合は、差別にはなりません。



不均等待遇の例

特別な事情がない場合は、次のような行為を行うと不均等待遇に当たり差別となります。

● 福祉施設や医療機関で・・・

障害を理由として福祉サービスや医療の
提供を拒んだり、制限したり、条件をつける。

● お店で・・・

車いすの利用や補助犬の同伴を理由に
入店を断る。

● アパートの契約で・・・

障害を理由として部屋を貸さない。



合理的配慮の例

障害のある人の求めがあった場合は、過度な負担にならない範囲で次のような障害の
特性に応じた配慮を行うことが必要です。

● 視覚障害のある人に対して

会議などで点字、拡大文字、テキストデータの
資料を準備する。

● 肢体不自由のある人に対して

車いすや杖などを利用する障害のある人が、
段差のある箇所を通行する際に補助する。

● 内部障害のある人に対して

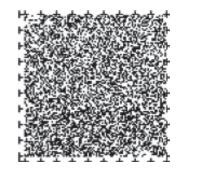
多くの人が利用する建物の改修や新築を行う
際、トイレをバリアフリー化したり、オストメイト対応にする。

● 精神障害のある人に対して

雇用の際に、障害の状況に応じた仕事の
ローテーションをくんだり、カウンセリング
や通院のための休暇を認める。

● 難病を原因とする障害のある人に対して

「障害のある人」の中には、難病を原因とする障害を持つ人も含まれます。難病に罹患した
人は障害があることが見た目にはわかりづらいですが、体調の変動が激しく、
座ったり、横になることが多い、ストレスや疲労により症状が悪化しやすい、
定期的な通院が必要であるといった疾患管理上の条件などから、様々な
生活のしづらさを抱えています。これらの人から求めがあった場合にも、その人
の障害の特性に応じて対応してほしい内容を確認のうえ、配慮が必要になります。



障害者に関するマークについて

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや表示があります。これらのマークには、国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

障害には、聴覚障害や身体内部の障害など、外見からは分からないものもあり、障害のある人が誤解や不利益を受けたり、我慢を強いられたりすることもあります。

私たち一人ひとりが障害のことを理解し、障害のあるなしにかかわらず、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現のため、これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。(掲載のマークは一例です。)



障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを示します。
(車椅子利用者に限りません。)



視覚障害者のための国際シンボルマーク

視覚障害者の安全を考慮した施設や機器などにつけられています。信号機など身近に見かけるマークです。



身体障害者標識 (身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬の3種類です。



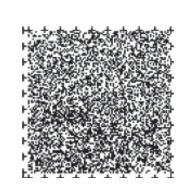
耳マーク

聞こえが不自由なことを表し、筆談や手話、ゆっくり話すなどの配慮を求めるマークです。

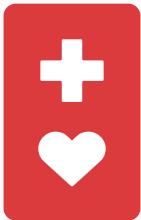


本リーフレットには、音声コードとコードの位置認識のため、切り込みを入れています。

スマホ用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞くことができます。

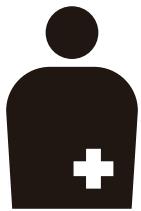


Uni-Voice



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。(JIS規格)



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。(JIS規格)
オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。
内部障害の方には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。



白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル運動」の普及啓発シンボルマークです。



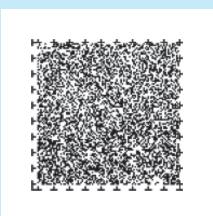
手話マーク

耳がきこえない人が手話のコミュニケーションの配慮を求めるときのマークです。
当事者からの提示は「手話で対応をお願いします」の意味です。
窓口等での掲示は「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」等の意味です。



筆談マーク

耳がきこえない人などが相互に紙に書くことによるコミュニケーションの配慮を求めるときのマークです。
当事者からの提示は「筆談で対応をお願いします」の意味です。
窓口等での掲示は「筆談で対応します」の意味です。



本リーフレットには、音声コードとコードの位置認識のため、切り込みを入れています。
スマホ用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞くことができます。